



鴨川市立国保病院使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 18 日

鴨川市長

佐々木 久之

鴨川市規則第 37 号

鴨川市立国保病院使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

鴨川市立国保病院使用料及び手数料条例施行規則（令和 8 年鴨川市規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（自動車の使用料の特例）

第 2 条の 2 同一の居所において連続して複数の者が訪問診療、訪問看護等を受ける場合の自動車の使用料の額は、条例別表の規定により算出した額を当該連続して訪問診療、訪問看護等を受ける者の数で除して得た額（10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。